
第3期豊川市保育所整備計画

～「日本一子育てしやすいまち」を目指して～



令和8年3月



豊川市

子ども健康部保育課

~~~~~ 目 次 ~~~~~

**第1章 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4**

- 1 計画策定の社会的背景
- 2 計画策定の経緯（事業進捗状況）
- 3 計画策定の目標

**第2章 豊川市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・P 8**

- 1 豊川市の人口と就学前児童数等の推移
- 2 保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所の状況
- 3 保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所の課題

**第3章 整備計画を推進するための進むべき方向性・・・・・・・・P 23**

- 1 3歳未満児受入れのための施設整備
- 2 特別保育事業の充実
- 3 保育所多機能化の推進
- 4 保育士配置基準への対応ロードマップ
- 5 保育士の確保と働き方
- 6 民間保育所や私立幼稚園などとの連携強化
- 7 少子化を踏まえた方向性

**第4章 整備計画の新たな基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 29**

- 1 公共施設等総合管理計画に沿った施設面積の縮減
- 2 3歳未満児に特化した受け皿の確保
- 3 公立保育所の運営見直し
- 4 保育所多機能化の推進

第5章 取り組むべき具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・P34

- 1 睦美保育園改築整備事業
- 2 牛久保保育園民営化事業
- 3 建替えを伴わない民営化事業
- 4 民間保育園の施設整備による3歳未満児受入れの拡充
- 5 小規模及びその近隣の公立保育所の運営方法見直し
- 6 小規模保育事業所の定員見直しによる3歳未満児受入れ拡充
- 7 保育所多機能化に向けた事業の推進
- 8 並行して取り組む課題

第6章 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P45



# 第Ⅰ章 計画の趣旨

## Ⅰ 計画策定の社会的背景

我が国におけるこどもを取り巻く動向として、これまでこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行を伴う人口減少に歯止めがかかっていない状況となっています。近年では、この少子化のスピードが加速しており、出生数が初めて100万人を割り込んだ2016年以降、2019年に90万人、2022年に80万人、最新の2024年では70万人を下回りました。このトレンドが続けば、2060年近くには50万人を割り込んでしまうことが予想されています。一方で、全世帯の約3分の2が共働き世帯となっており、社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要があると考えられています。

保育分野に関するこれまでの国の政策としては、保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきましたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべき子ども・子育て支援の内容も変化しています。具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、子ども・子育て支援の内容についても、「親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること」や「幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」などが掲げられています。こうした観点から、子ども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、すべての子ども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指しています。

## 2 計画策定の経緯（事業進捗状況）

豊川市では、安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに育つように、「はばたけ未来へ 豊川っ子！」を基本理念に掲げ、平成27年3月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の質の向上、量の拡大を図るとともに、地域子育て支援サービスの充実に取り組んできました。令和7年3月には、これまでの基本理念を引き継ぎ、計画的に子ども・子育て支援施策を

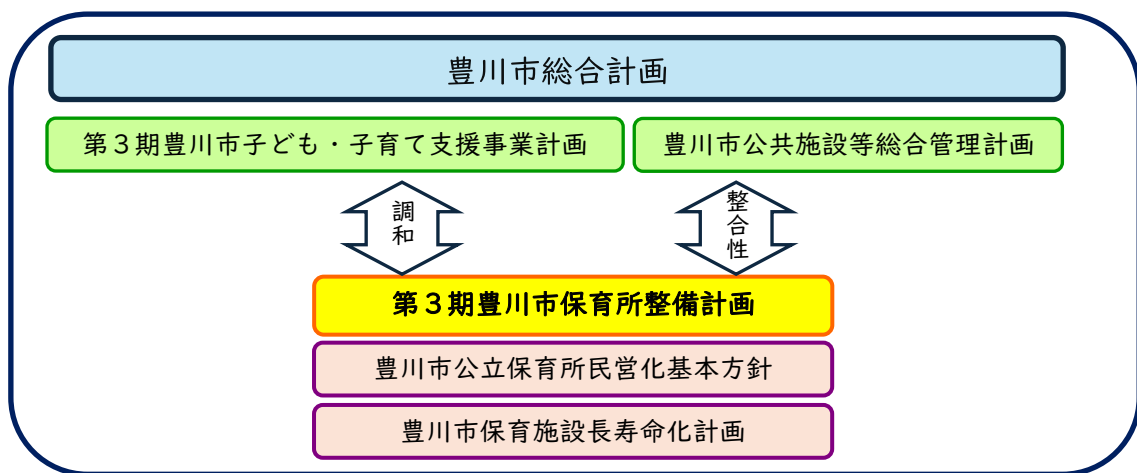
推進するとともに、「こども大綱」の理念・方針も踏まえ、「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指しているところです。

こうした中、事業計画の柱ともいえる保育サービスを提供する保育所では、施設の老朽化が進み、建替え等の経費増大への対応が課題となったことから、必要な保育サービスを安定的・継続的に提供していくため、平成28年3月に「豊川市保育所整備計画」（平成28年度～令和2年度。以下「第1期整備計画」という。）を策定しました。また、平成30年5月には、「豊川市公立保育所民営化基本方針」（以下「民営化基本方針」という。）を策定し、本市の公立保育所を民営化するにあたっての基本方針等について決めました。その後、社会状況の変化や第1期整備計画の進捗状況を踏まえ、令和3年3月に第1期整備計画の基本方針を引き継いだ「第2期保育所整備計画」（令和3年度～令和7年度。以下「第2期整備計画」という。）を策定しました。

今年度、第2期整備計画が最終年度を迎えることから、引き続き「豊川市総合計画」や「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、公共施設の更新等を総合的かつ計画的に行うための「豊川市公共施設等総合管理計画」の方向性を踏まえながら、「第3期豊川市保育所整備計画」（令和8年度～令和12年度）を策定するものです。

#### (1) これまでの事業進捗状況と国の動き

|       | 施設整備（竣工）等                                                  | 国の動向                    |
|-------|------------------------------------------------------------|-------------------------|
| H27年度 | 「第1期豊川市保育所整備計画」策定（3月）<br>たいよう保育園（小規模保育事業所）                 |                         |
| H28年度 | つばみ保育園（小規模保育事業所）                                           |                         |
| H29年度 | 豊川東幼稚園（乳児棟）（改築）<br>あおぞら保育園（小規模保育事業所）                       |                         |
| H30年度 | 「豊川市公立保育所民営化基本方針」策定（5月）<br>たんば保育園（新設）<br>おひさまキラリ（小規模保育事業所） |                         |
| R1年度  | 大木保育園（統合）、中部保育園（改築）、<br>さつき保育園（新設）                         | 幼児教育・保育の無償化の実施<br>（10月） |
| R2年度  | さくら保育園（改築）                                                 |                         |
| R3年度  | 「第2期豊川市保育所整備計画」策定（3月）<br>音羽保育園（統合）、桜町保育園（南園舎）（改築）          | 医療的ケア児支援法施行（9月）         |
| R4年度  | 豊川北部保育園（改築）                                                | こども基本法成立（6月）            |
| R5年度  | 小坂井東保育園（改築）、三蔵子保育園（改築）                                     | こども家庭庁発足                |
| R6年度  | こざかいこども園（民営化）                                              |                         |
| R7年度  | 麻生田保育園（改築）                                                 |                         |



### 3 計画策定の目標

本計画は、社会の変化や地域特有のニーズを正確に捉え、「日本一子育てしやすいまち」を目指す豊川市全体の子育て環境を改善するための青写真とするものです。少子高齢化が進む日本社会の中で、次世代を担うこどもたちやその家庭をサポートする体制の整備は、地域社会の活力を維持するために必要不可欠です。

本計画の目標は、まずは多様な家族形態や働き方のニーズに応えることで、共働き家庭を始めとする全ての家庭が安心して子育てできる環境を整えることにあります。特に、地域ごとの差異を克服し、均等で質の高い保育サービスを提供することに焦点を当てました。3歳未満児の受け皿整備や特別保育の充実、保育所の多機能化を通じて、より柔軟で対応力のある保育体制の構築を目指します。

また、公立保育所の民営化や小規模な保育所の運営見直しにより、持続可能な運営モデルを構築し、限られた予算の中でも質の高いサービスを提供し続けるとともに、新しい施設の導入や既存施設の更新に対する投資を可能にします。

さらに、保育士の確保と働き方改革は、持続的な保育サービス提供の基盤となります。研修制度の強化や柔軟な働き方の実現を推進し、保育士の職場満足度を向上させ、地域全体の人材の流出を防ぐことを目指します。実際の施行段階においては、定期的なモニタリングとフィードバック機会を設け、状況に応じた柔軟な対応を行います。豊川市が抱える保育課題を克服し、他地域のモデルケースとなるような先進的な保育環境を創出することを目指し、これからの5年間で計画の実現に取り組んでいきます。

## ●SDGsとの関連

できれば千年先の人類にも感謝されるような文化的、社会的資産を後世に残していく、そのきっかけがSDGs（持続可能な開発目標）です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な

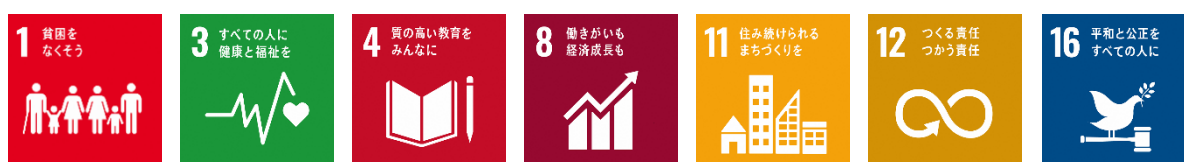
## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



開発のための2030アジェンダ」に記載されたもので、2030年に向けて世界が合意した国際的なアジェンダ（議題）として、17のゴールと169のターゲットからなるものとなります。

SDGsは「世界中の誰一人も取り残さない」という考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げています。全ての人が幸せになれるようにという目標となりますが、これは本計画の目的と同じであるといえ、本計画を推進していくことでSDGsの達成に貢献することが期待できます。

## ○本計画と関連する代表的なSDGsのゴール



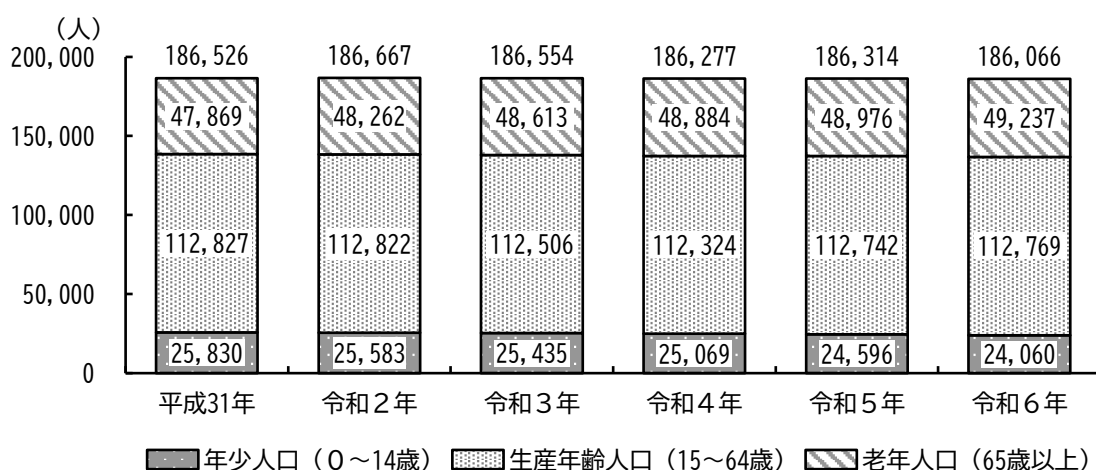
## 第2章 豊川市の現状と課題

### Ⅰ 豊川市の人口と就学前児童数等の推移

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、人口推移をみると、総人口において増減はあるものの減少傾向にあり、令和6年3月末日現在で186,066人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

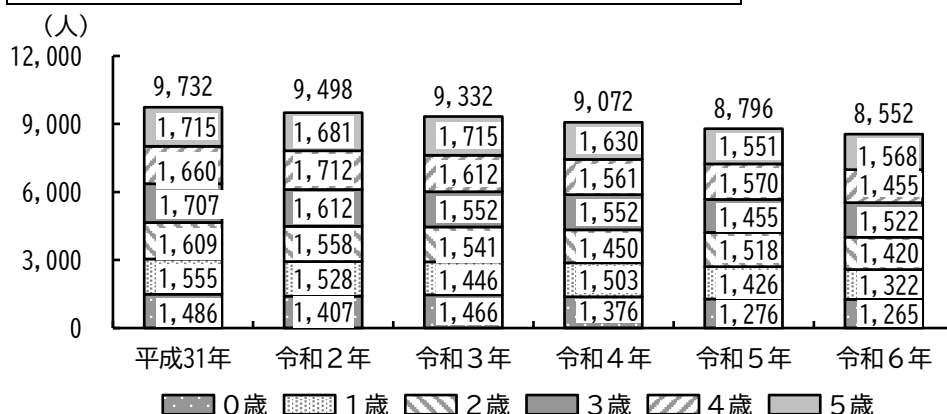
豊川市の年齢3区分別人口の推移



#### (2) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数（0歳～5歳児）は、年々減少しており、平成31年3月末日現在9,732人でしたが、令和6年3月末日現在は8,552人となっており、5年間で約12%減少しています。

豊川市の年齢別就学前児童数の推移（各年３月末現在）



### (3) 小中学校区別就学前児童数の推移

小中学校区別の就学前児童数については、令和３年３月時点と令和７年３月時点と比較すると、減少率が最小である小坂井中学校区の約５％や最大である音羽中学校区の約２３％など、中学校区単位では全ての区域で減少し、全体として約１１％減少しています。

一方で、小学校区単位では、増加している区域があります。具体的には、豊川小学校区で約１１％、平尾小学校区・御油小学校区で約５％、牛久保小学校区・桜町小学校区で約１％増加しています。

このように、小中学校区によって増減の傾向は異なっているため、各地域における需要を踏まえた対応が必要であると考えます。



# 小中学校区別就学前児童数の推移（各年３月３１日現在）

単位：人

| 区域  | 中学校区 | 小学校区  | 3歳児未満児 |       |       |       |       | 3歳以上児 |       |       |       |       | 計     |       |       |       |       |   |
|-----|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
|     |      |       | R3     | R4    | R5    | R6    | R7    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |   |
| 東部  | 東部   | 豊川小   | 164    | 181   | 189   | 167   | 181   | 177   | 170   | 166   | 192   | 197   | 341   | 351   | 355   | 359   | 378   | ● |
|     |      | 東部小   | 189    | 164   | 166   | 145   | 143   | 182   | 181   | 177   | 189   | 169   | 371   | 345   | 343   | 334   | 312   |   |
|     |      | 桜木小   | 154    | 150   | 140   | 139   | 137   | 168   | 170   | 163   | 170   | 179   | 322   | 320   | 303   | 309   | 316   |   |
|     |      | 豊小    | 217    | 167   | 156   | 159   | 152   | 204   | 203   | 203   | 201   | 161   | 421   | 370   | 359   | 360   | 313   | ▲ |
|     | 小計   |       | 724    | 662   | 651   | 610   | 613   | 731   | 724   | 709   | 752   | 706   | 1,455 | 1,386 | 1,360 | 1,362 | 1,319 |   |
|     | 一宮   | 一宮東部小 | 62     | 60    | 62    | 45    | 47    | 86    | 84    | 84    | 72    | 71    | 148   | 144   | 146   | 117   | 118   |   |
|     |      | 一宮西部小 | 248    | 239   | 243   | 214   | 206   | 282   | 280   | 269   | 274   | 262   | 530   | 519   | 512   | 488   | 468   |   |
|     |      | 一宮南部小 | 47     | 42    | 40    | 42    | 43    | 60    | 65    | 52    | 45    | 38    | 107   | 107   | 92    | 87    | 81    | ▲ |
|     | 小計   |       | 357    | 341   | 345   | 301   | 296   | 428   | 429   | 405   | 391   | 371   | 785   | 770   | 750   | 692   | 667   |   |
|     | 計    |       | 1,081  | 1,003 | 996   | 911   | 909   | 1,159 | 1,153 | 1,114 | 1,143 | 1,077 | 2,240 | 2,156 | 2,110 | 2,054 | 1,986 |   |
| 南部  | 南部   | 牛久保小  | 178    | 194   | 189   | 191   | 177   | 178   | 183   | 167   | 178   | 182   | 356   | 377   | 356   | 369   | 359   | ● |
|     |      | 中部小   | 318    | 310   | 284   | 286   | 269   | 363   | 325   | 316   | 307   | 311   | 681   | 635   | 600   | 593   | 580   |   |
|     |      | 天王小   | 93     | 105   | 92    | 88    | 76    | 130   | 118   | 115   | 101   | 106   | 223   | 223   | 207   | 189   | 182   |   |
|     | 小計   |       | 589    | 609   | 565   | 565   | 522   | 671   | 626   | 598   | 586   | 599   | 1,260 | 1,235 | 1,163 | 1,151 | 1,121 |   |
|     | 小坂井  | 小坂井東小 | 227    | 238   | 229   | 211   | 193   | 260   | 274   | 261   | 250   | 257   | 487   | 512   | 490   | 461   | 450   |   |
|     |      | 小坂井西小 | 216    | 207   | 217   | 211   | 212   | 242   | 246   | 247   | 242   | 236   | 458   | 453   | 464   | 453   | 448   |   |
|     | 小計   |       | 443    | 445   | 446   | 422   | 405   | 502   | 520   | 508   | 492   | 493   | 945   | 965   | 954   | 914   | 898   |   |
|     | 計    |       | 1,032  | 1,054 | 1,011 | 987   | 927   | 1,173 | 1,146 | 1,106 | 1,078 | 1,092 | 2,205 | 2,200 | 2,117 | 2,065 | 2,019 |   |
| 西部  | 西部   | 国府小   | 407    | 386   | 386   | 349   | 334   | 385   | 382   | 374   | 377   | 369   | 792   | 768   | 760   | 726   | 703   |   |
|     |      | 御油小   | 253    | 266   | 263   | 228   | 233   | 234   | 232   | 247   | 284   | 277   | 487   | 498   | 510   | 512   | 510   | ● |
|     | 小計   |       | 660    | 652   | 649   | 577   | 567   | 619   | 614   | 621   | 661   | 646   | 1,279 | 1,266 | 1,270 | 1,238 | 1,213 |   |
|     | 音羽   | 萩小    | 15     | 18    | 22    | 14    | 10    | 22    | 21    | 14    | 12    | 12    | 37    | 39    | 36    | 26    | 22    | ▲ |
|     |      | 長沢小   | 35     | 33    | 31    | 28    | 27    | 46    | 44    | 43    | 44    | 44    | 81    | 77    | 74    | 72    | 71    |   |
|     |      | 赤坂小   | 74     | 74    | 64    | 68    | 56    | 111   | 103   | 93    | 81    | 83    | 185   | 177   | 157   | 149   | 139   | ▲ |
|     | 小計   |       | 124    | 125   | 117   | 110   | 93    | 179   | 168   | 150   | 137   | 139   | 303   | 293   | 267   | 247   | 232   | ▲ |
|     | 御津   | 御津北部小 | 71     | 56    | 67    | 79    | 78    | 100   | 90    | 87    | 75    | 67    | 171   | 146   | 154   | 154   | 145   |   |
|     |      | 御津南部小 | 224    | 211   | 197   | 182   | 173   | 247   | 241   | 230   | 214   | 218   | 471   | 452   | 427   | 396   | 391   |   |
|     | 小計   |       | 295    | 267   | 264   | 261   | 251   | 347   | 331   | 317   | 289   | 285   | 642   | 598   | 581   | 550   | 536   |   |
| 計   |      | 1,079 | 1,044  | 1,030 | 948   | 911   | 1,145 | 1,113 | 1,088 | 1,087 | 1,070 | 2,224 | 2,157 | 2,118 | 2,035 | 1,981 |       |   |
| 北部  | 金屋   | 三蔵子小  | 317    | 317   | 297   | 277   | 273   | 290   | 280   | 265   | 271   | 272   | 607   | 597   | 562   | 548   | 545   |   |
|     |      | 金屋小   | 123    | 121   | 107   | 105   | 96    | 134   | 137   | 131   | 133   | 118   | 257   | 258   | 238   | 238   | 214   |   |
|     | 小計   |       | 440    | 438   | 404   | 382   | 369   | 424   | 417   | 396   | 404   | 390   | 864   | 855   | 800   | 786   | 759   |   |
|     | 中部   | 千両小   | 27     | 27    | 35    | 28    | 19    | 53    | 46    | 40    | 29    | 27    | 80    | 73    | 75    | 57    | 46    | ▲ |
|     |      | 八南小   | 323    | 303   | 281   | 259   | 237   | 343   | 313   | 298   | 301   | 271   | 666   | 616   | 579   | 560   | 508   | ▲ |
|     |      | 平尾小   | 133    | 134   | 143   | 148   | 150   | 162   | 163   | 167   | 164   | 160   | 295   | 297   | 310   | 312   | 310   | ● |
|     | 小計   |       | 483    | 464   | 459   | 435   | 406   | 558   | 522   | 505   | 494   | 458   | 1,041 | 986   | 964   | 929   | 864   |   |
|     | 代田   | 桜町小   | 147    | 136   | 141   | 177   | 176   | 177   | 172   | 156   | 154   | 150   | 324   | 308   | 297   | 331   | 326   | ● |
|     |      | 代田小   | 191    | 190   | 179   | 167   | 161   | 243   | 220   | 211   | 185   | 182   | 434   | 410   | 390   | 352   | 343   | ▲ |
|     | 小計   |       | 338    | 326   | 320   | 344   | 337   | 420   | 392   | 367   | 339   | 332   | 758   | 718   | 687   | 683   | 669   |   |
| 計   |      | 1,261 | 1,228  | 1,183 | 1,161 | 1,112 | 1,402 | 1,331 | 1,268 | 1,237 | 1,180 | 2,663 | 2,559 | 2,451 | 2,398 | 2,292 |       |   |
| 合 計 |      |       | 4,453  | 4,329 | 4,220 | 4,007 | 3,859 | 4,879 | 4,743 | 4,576 | 4,545 | 4,419 | 9,332 | 9,072 | 8,796 | 8,552 | 8,278 |   |

●：R3 ⇒ R7 増加小学校区

▲：R3 ⇒ R7 20%以上減少小中学校区

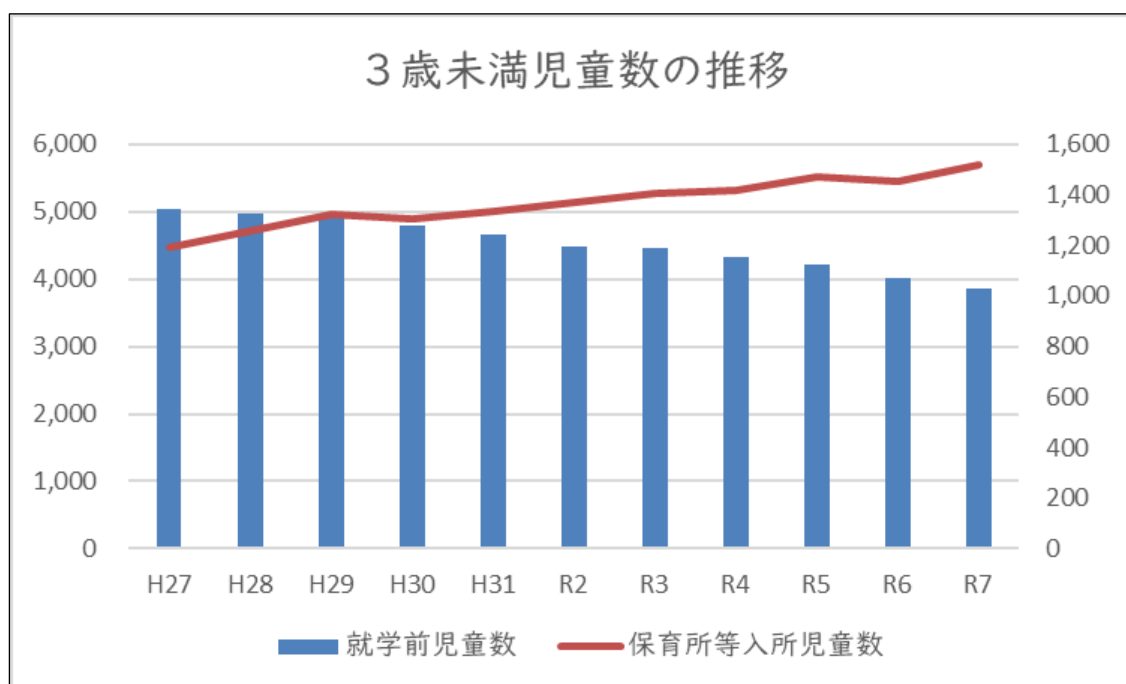
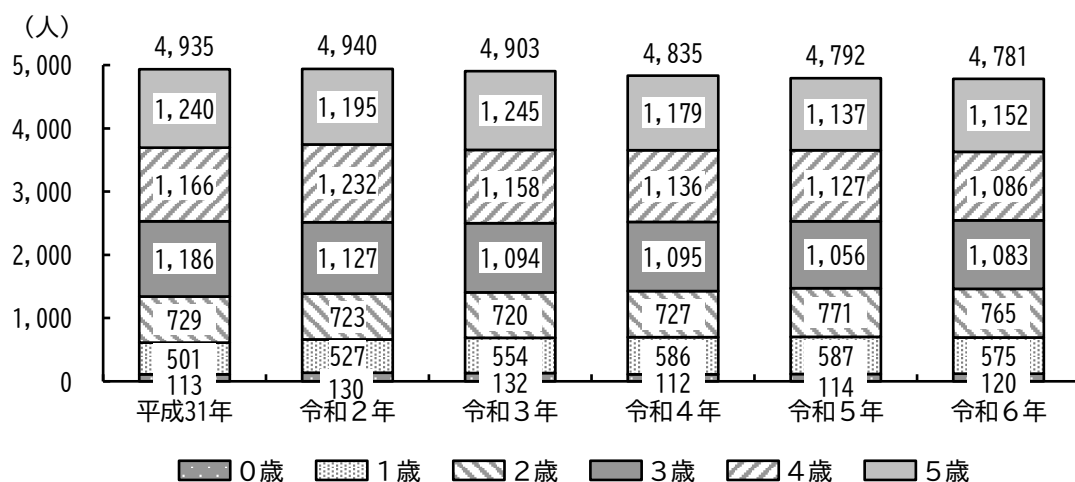


#### (4) 保育所等の入所状況

保育所等の入所状況については、国の幼児教育・保育の無償化の実施以前の平成31年4月時点と令和6年4月時点と比較すると、0歳児で7.6%から9.5%に、1歳児で32.2%から43.5%に、2歳児で45.3%から53.9%へと変化しています。

このように、3歳未満児の入所率は上昇傾向にあり、そのうち1歳児と2歳児の入所率は10ポイント近く上昇しています。

豊川市の年齢別保育所等入所児童数の推移（各年4月1日現在）



## 2 保育所・認定こども園・地域型保育事業所の状況

### (1) 教育・保育の提供区域の設定

「豊川市子ども・子育て支援事業計画」と調和させた本計画に位置づける「教育・保育の提供区域」は、市内を4つの区域（東部・南部・西部・北部）に分け、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めます。



### (2) 各提供区域の教育・保育の状況

#### ① 2号認定（保育所及び認定こども園）

対象は満3歳以上の就学前のこどもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とするこどもで、利用できる施設は保育所・認定こども園（保育所部分）となります。

過去5年間の実績について減少傾向となっている点を考慮し、量の見込み（潜在ニーズを含めた需要）を行っています。それに対応する確保方策（供給）の内容としては、量の見込みの算定結果から施設面では充足しており、今後5年間に於いて2号認定は減少する見込みのため、増加傾向が見込まれる3号認定の確保方策と調整を図ります。

## 【過去の利用実績】

単位：人

|                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2号認定           | 3,524 | 3,460 | 3,367 | 3,281 | 3,282 |
| 就学前児童(3・4・5歳児) | 5,005 | 4,879 | 4,743 | 4,576 | 4,545 |

## 【2号認定（保育所及び認定こども園）の量の見込み（区域別）】

単位：人

|    |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 東部 | 量の見込み | 668   | 657   | 646   | 635    | 624    |
|    | 確保方策  | 775   | 773   | 785   | 785    | 785    |
| 南部 | 量の見込み | 841   | 827   | 813   | 799    | 786    |
|    | 確保方策  | 941   | 941   | 941   | 941    | 941    |
| 西部 | 量の見込み | 729   | 717   | 705   | 693    | 681    |
|    | 確保方策  | 847   | 847   | 847   | 847    | 847    |
| 北部 | 量の見込み | 989   | 972   | 956   | 940    | 924    |
|    | 確保方策  | 1,071 | 1,071 | 1,071 | 1,056  | 1,035  |

## ② 3号認定（保育所、認定こども園及び地域型保育事業所）

対象は満3歳未満の就学前のこどもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とするこどもで、利用できる施設は保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所等となります。

実際に利用したいと考えている年齢及び実情を踏まえ量の見込みを行っています。確保方策の内容としては、令和5年度の実績値と量の見込みとの差に対し、施設面では、園舎建替え時に3歳未満児受入れ拡充のための整備を実施し、また、既存の保育室を乳児室に改修するなどして受入れの強化を図ります。

## 【過去の利用実績】

単位：人

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 140   | 134   | 117   | 119   | 120   |
| 1歳児 | 540   | 559   | 591   | 595   | 575   |
| 2歳児 | 729   | 732   | 736   | 777   | 764   |
| 合 計 | 1,405 | 1,425 | 1,444 | 1,491 | 1,459 |

【3号認定（保育所、認定こども園及び地域型保育事業所）の  
量の見込み（区域別）】

単位：人

|    |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 東部 | 量の見込み | 272   | 280   | 288   | 297    | 305    |
|    | 確保方策  | 337   | 339   | 341   | 345    | 349    |
| 南部 | 量の見込み | 380   | 391   | 402   | 413    | 426    |
|    | 確保方策  | 467   | 470   | 472   | 477    | 484    |
| 西部 | 量の見込み | 343   | 352   | 363   | 374    | 384    |
|    | 確保方策  | 379   | 381   | 383   | 387    | 393    |
| 北部 | 量の見込み | 508   | 524   | 539   | 554    | 571    |
|    | 確保方策  | 578   | 583   | 585   | 592    | 601    |

### (3) 中学校区別の状況

上記のとおり本市の就学前児童数は全体として減少していますが、共働き世帯の増加や核家族化の進行、保育ニーズの変化などの要因により、保育施設へのニーズが高まり、3歳未満児の入所児童数は増加傾向にあります。

中学校区別の状況についても、全ての中学校区において就学前児童数は減少しているものの、3歳未満児の入所児童数は増加しています。平成27年度と令和7年度の比較として、3歳未満児数は5,030人から3,859人で1,171人減少（▲23.3%）、保育所等入所児童数は1,192人から1,516人で324人増加（+27.2%）しています。

ただし、校区により平成27年度から令和7年度の増加率には偏りがあり、最も高い中部中学校区では54.1%上昇し、最も低い音羽中学校区では2.0%の上昇となっています。

### (4) 公立保育所の状況

本市の公立保育所は、令和7年4月1日時点で21園ありますが、その多くは、第2次ベビーブームを背景に昭和40年代から50年代に建設されたものとなっています。各保育所ごとの建設年度、主体構造等につきましては、次の表のとおりとなっています。

施設の状況（令和7年4月1日時点）

| 地区 | 施設名     | 建設年度 | 経過年数 | 主体構造      | 耐震性 |
|----|---------|------|------|-----------|-----|
| 西部 | 国府保育園   | S56  | 43年  | 鉄筋コンクリート造 | ○   |
| 南部 | 牛久保保育園  | S46  | 53年  | 鉄骨造       | ○   |
| 南部 | 下長山保育園  | S47  | 52年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 御油保育園   | H16  | 20年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 睦美保育園   | S48  | 51年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 為当保育園   | S55  | 44年  | 鉄骨造       | ○   |
| 北部 | 八南保育園   | S54  | 45年  | 鉄筋コンクリート造 | ○   |
| 西部 | 御油第二保育園 | S50  | 49年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 一宮保育園   | H1   | 35年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 大和保育園   | S53  | 46年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 一宮東部保育園 | S56  | 43年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 東上保育園   | S48  | 51年  | 鉄骨造       | ○   |
| 東部 | 大木保育園   | R1   | 5年   | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 萩保育園    | S46  | 53年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 赤坂台保育園  | S51  | 48年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 御津西部保育園 | H18  | 18年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 御津南部保育園 | H4   | 32年  | 鉄筋コンクリート造 | ○   |
| 西部 | 御津北部保育園 | S53  | 46年  | 鉄筋コンクリート造 | ○   |
| 南部 | 小坂井東保育園 | R5   | 1年   | 鉄骨造       | ○   |
| 南部 | 小坂井中保育園 | S45  | 54年  | 鉄骨造       | ○   |
| 西部 | 音羽保育園   | R3   | 2年   | 鉄骨造       | ○   |

(5) 保育所等の利用定員（令和7年4月1日時点）

| 地区 | 公/私 | 園名      | 施設種別 | 利用<br>定員 | 3号認定 |    |      | 2号<br>認定 | 1号<br>認定 |
|----|-----|---------|------|----------|------|----|------|----------|----------|
|    |     |         |      |          | 計    | 0歳 | 1・2歳 |          |          |
| 西部 | 公   | 国府保育園   | 保育所  | 160      | 39   | 3  | 33   | 124      | 0        |
| 南部 | 公   | 牛久保保育園  | 保育所  | 130      | 39   | 6  | 33   | 91       | 0        |
| 南部 | 公   | 下長山保育園  | 保育所  | 140      | 32   | 3  | 29   | 108      | 0        |
| 西部 | 公   | 御油保育園   | 保育所  | 170      | 50   | 6  | 44   | 120      | 0        |
| 東部 | 公   | 睦美保育園   | 保育所  | 90       | 28   | 3  | 25   | 62       | 0        |
| 西部 | 公   | 為当保育園   | 保育所  | 130      | 42   | 3  | 39   | 88       | 0        |
| 北部 | 公   | 八南保育園   | 保育所  | 142      | 22   | 1  | 21   | 120      | 0        |
| 西部 | 公   | 御油第二保育園 | 保育所  | 110      | 39   | 6  | 33   | 71       | 0        |
| 東部 | 公   | 一宮保育園   | 保育所  | 150      | 39   | 6  | 33   | 111      | 0        |
| 東部 | 公   | 大和保育園   | 保育所  | 80       | 21   | 1  | 20   | 59       | 0        |
| 東部 | 公   | 一宮東部保育園 | 保育所  | 150      | 35   | 2  | 33   | 115      | 0        |

| 地区 | 公/私 | 園名       | 施設種別   | 利用<br>定員 | 3号認定 |    |      | 2号<br>認定 | 1号<br>認定 |
|----|-----|----------|--------|----------|------|----|------|----------|----------|
|    |     |          |        |          | 計    | 0歳 | 1・2歳 |          |          |
| 東部 | 公   | 大木保育園    | 保育所    | 170      | 50   | 6  | 44   | 120      | 0        |
| 西部 | 公   | 赤坂台保育園   | 保育所    | 110      | 29   | 4  | 25   | 81       | 0        |
| 西部 | 公   | 御津西部保育園  | 保育所    | 90       | 20   | 3  | 17   | 70       | 0        |
| 西部 | 公   | 御津南部保育園  | 保育所    | 90       | 19   | 1  | 18   | 71       | 0        |
| 西部 | 公   | 御津北部保育園  | 保育所    | 100      | 31   | 3  | 28   | 69       | 0        |
| 南部 | 公   | 小坂井東保育園  | 保育所    | 140      | 50   | 6  | 44   | 90       | 0        |
| 南部 | 公   | 小坂井中保育園  | 保育所    | 100      | 21   | 1  | 20   | 79       | 0        |
| 西部 | 公   | 音羽保育園    | 保育所    | 140      | 50   | 6  | 44   | 90       | 0        |
| 北部 | 私   | 諏訪保育園    | 保育所    | 120      | 45   | 5  | 40   | 75       | 0        |
| 北部 | 私   | 桜町保育園    | 保育所    | 150      | 50   | 6  | 44   | 100      | 0        |
| 北部 | 私   | 千両保育園    | 保育所    | 50       | 20   | 2  | 18   | 30       | 0        |
| 東部 | 私   | 麻生田保育園   | 保育所    | 110      | 33   | 3  | 30   | 77       | 0        |
| 東部 | 私   | 三上保育園    | 保育所    | 50       | 16   | 2  | 14   | 34       | 0        |
| 北部 | 私   | 平尾保育園    | 保育所    | 120      | 30   | 3  | 27   | 90       | 0        |
| 南部 | 私   | 中部保育園    | 保育所    | 140      | 50   | 6  | 44   | 90       | 0        |
| 東部 | 私   | 豊川北部保育園  | 保育所    | 160      | 50   | 6  | 44   | 110      | 0        |
| 北部 | 私   | 代田保育園    | 保育所    | 140      | 39   | 6  | 33   | 101      | 0        |
| 北部 | 私   | 三蔵子保育園   | 保育所    | 130      | 39   | 6  | 33   | 91       | 0        |
| 南部 | 私   | 天王保育園    | 保育所    | 140      | 45   | 3  | 42   | 95       | 0        |
| 北部 | 私   | 八幡保育園    | 保育所    | 110      | 30   | 3  | 27   | 80       | 0        |
| 北部 | 私   | 豊川保育園    | 保育所    | 170      | 48   | 3  | 45   | 122      | 0        |
| 北部 | 私   | みどり保育園   | 保育所    | 70       | 20   | 3  | 17   | 50       | 0        |
| 南部 | 私   | 光輝保育園    | 保育所    | 90       | 30   | 3  | 27   | 60       | 0        |
| 南部 | 私   | さくら保育園   | 保育所    | 80       | 50   | 12 | 38   | 30       | 0        |
| 北部 | 私   | ひかり保育園   | 保育所    | 130      | 50   | 6  | 44   | 80       | 0        |
| 北部 | 私   | たんば保育園   | 保育所    | 29       | 29   | 6  | 23   | 0        | 0        |
| 西部 | 私   | みと保育園    | 保育所    | 70       | 22   | 2  | 20   | 48       | 0        |
| 西部 | 私   | 菊保育園     | 保育所    | 70       | 25   | 5  | 20   | 45       | 0        |
| 南部 | 私   | アオイ保育園   | 保育所    | 120      | 37   | 3  | 34   | 83       | 0        |
| 南部 | 私   | 桃里保育園    | 保育所    | 100      | 30   | 3  | 27   | 70       | 0        |
| 北部 | 私   | 恵の実保育園   | 保育所    | 60       | 30   | 8  | 22   | 30       | 0        |
| 北部 | 私   | さつき保育園   | 保育所    | 110      | 39   | 6  | 33   | 71       | 0        |
| 南部 | 私   | こざかいこども園 | 認定こども園 | 114      | 42   | 5  | 37   | 66       | 6        |
| 東部 | 私   | 豊川東幼稚園   | 認定こども園 | 117      | 27   | 3  | 24   | 60       | 30       |
| 南部 | 私   | 美園こども園   | 認定こども園 | 90       | 20   | 3  | 17   | 55       | 15       |

### 3 保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所の課題

#### (1) 増加する3歳未満児の保育需要への対応

本章1、2の現状より、経済的な理由や女性の社会進出意識の変化により、共働き世帯が増加し、それに伴い、保育施設を利用しながら子育てと仕事を両立する家庭が増えています。また、核家族化が進み、祖父母などからの育児支援が受けにくくなり、育児を外部に頼らざるを得ない状況が増えていることなどにより、保育施設へのニーズが高まっています。このような状況から、就学前児童数は減少していますが、今後も3歳未満児の入所児童数の増加が見込まれるため、その対応が急務と考えています。なお、対応にあたっては施設整備などの手法が考えられますが、3歳未満児の校区内受入率にもあるとおり、各中学校区内において偏りがあるため、市全体の平均値を下回る中学校区における3歳未満児の受入を優先的に進めることを考慮する必要があります。



社会福祉法人豊川市保育協会  
豊川北部保育園（令和5年3月竣工）



社会福祉法人豊川市保育協会  
三蔵子保育園（令和6年3月竣工）



豊川市立  
小坂井東保育園（令和5年9月竣工）



# ■ 3歳未満児受け入れ状況（入所予約を除く）

各年度4月1日現在

第2期整備計画期間

|                   |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前児童数<br>(3歳未満児) | 2歳児 | 1,541 | 1,450 | 1,518 | 1,420 | 1,338 |
|                   | 1歳児 | 1,446 | 1,503 | 1,426 | 1,322 | 1,313 |
|                   | 0歳児 | 1,466 | 1,375 | 1,276 | 1,265 | 1,208 |
| 合 計               |     | 4,453 | 4,328 | 4,220 | 4,007 | 3,859 |
| 保育所等<br>入所児童数     | 2歳児 | 720   | 727   | 771   | 765   | 756   |
|                   | 1歳児 | 554   | 586   | 587   | 575   | 606   |
|                   | 0歳児 | 132   | 112   | 114   | 120   | 158   |
| 合 計               |     | 1,406 | 1,425 | 1,472 | 1,460 | 1,520 |
| 3歳未満児<br>入所率      | 2歳児 | 46.7% | 50.1% | 50.8% | 53.9% | 56.5% |
|                   | 1歳児 | 38.3% | 39.0% | 41.2% | 43.5% | 46.2% |
|                   | 0歳児 | 9.0%  | 8.1%  | 8.9%  | 9.5%  | 13.1% |
| 合 計               |     | 31.6% | 32.9% | 34.9% | 36.4% | 39.4% |



各年度4月1日現在

第3期整備計画期間（見込み）

|                   |     | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 就学前児童数<br>(3歳未満児) | 2歳児 | 1,312 | 1,301 | 1,288  | 1,273  | 1,263  |
|                   | 1歳児 | 1,294 | 1,281 | 1,267  | 1,258  | 1,250  |
|                   | 0歳児 | 1,242 | 1,230 | 1,222  | 1,214  | 1,207  |
| 合 計               |     | 3,848 | 3,812 | 3,777  | 3,745  | 3,720  |
| 保育所等<br>入所児童数     | 2歳児 | 764   | 772   | 780    | 788    | 796    |
|                   | 1歳児 | 612   | 618   | 624    | 630    | 636    |
|                   | 0歳児 | 159   | 160   | 161    | 162    | 163    |
| 合 計               |     | 1,535 | 1,550 | 1,565  | 1,580  | 1,595  |
| 3歳未満児<br>入所率      | 2歳児 | 58.2% | 59.3% | 60.6%  | 61.9%  | 63.0%  |
|                   | 1歳児 | 47.3% | 48.2% | 49.3%  | 50.1%  | 50.9%  |
|                   | 0歳児 | 12.8% | 13.0% | 13.2%  | 13.3%  | 13.5%  |
| 合 計               |     | 39.9% | 40.7% | 41.4%  | 42.2%  | 42.9%  |

■中学校別3歳未満児童・保育所等入所児童の推移

| 区域  | 中学校区 |           | H31   | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|-----|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東部  | 東部   | 3歳未満児数    | 677   | 669   | 724   | 662   | 651   | 610   | 613   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 113   | 122   | 123   | 124   | 129   | 136   | 134   |
|     |      | 校区内受入率    | 16.7% | 18.2% | 17.0% | 18.7% | 19.8% | 22.3% | 21.9% |
|     | 一宮   | 3歳未満児数    | 393   | 386   | 357   | 341   | 345   | 301   | 296   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 127   | 125   | 133   | 129   | 141   | 131   | 148   |
|     |      | 校区内受入率    | 32.3% | 32.4% | 37.3% | 37.8% | 40.9% | 43.5% | 50.0% |
|     | 小計   | 3歳未満児数    | 1,070 | 1,055 | 1,081 | 1,003 | 996   | 911   | 909   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 240   | 247   | 256   | 253   | 270   | 267   | 282   |
|     |      | 校区内受入率    | 22.4% | 23.4% | 23.7% | 25.2% | 27.1% | 29.3% | 31.0% |
| 南部  | 南部   | 3歳未満児数    | 603   | 606   | 589   | 609   | 565   | 565   | 522   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 198   | 205   | 217   | 220   | 213   | 216   | 230   |
|     |      | 校区内受入率    | 32.8% | 33.8% | 36.8% | 36.1% | 37.7% | 38.2% | 44.1% |
|     | 小坂井  | 3歳未満児数    | 468   | 456   | 443   | 445   | 446   | 422   | 405   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 153   | 157   | 146   | 166   | 164   | 173   | 183   |
|     |      | 校区内受入率    | 32.7% | 34.4% | 33.0% | 37.3% | 36.8% | 41.0% | 45.2% |
|     | 小計   | 3歳未満児数    | 1,071 | 1,062 | 1,032 | 1,054 | 1,011 | 987   | 927   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 351   | 362   | 363   | 386   | 377   | 389   | 413   |
|     |      | 校区内受入率    | 32.8% | 34.1% | 35.2% | 36.6% | 37.3% | 39.4% | 44.6% |
| 西部  | 西部   | 3歳未満児数    | 620   | 606   | 660   | 652   | 649   | 577   | 567   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 165   | 156   | 165   | 164   | 162   | 167   | 175   |
|     |      | 校区内受入率    | 26.6% | 25.7% | 25.0% | 25.2% | 25.0% | 28.9% | 30.9% |
|     | 音羽   | 3歳未満児数    | 152   | 139   | 124   | 125   | 117   | 110   | 93    |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 51    | 50    | 55    | 65    | 64    | 61    | 51    |
|     |      | 校区内受入率    | 33.6% | 36.0% | 44.4% | 52.0% | 54.7% | 55.5% | 54.8% |
|     | 御津   | 3歳未満児数    | 337   | 329   | 295   | 267   | 264   | 261   | 251   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 110   | 115   | 102   | 89    | 114   | 117   | 103   |
|     |      | 校区内受入率    | 32.6% | 35.0% | 34.6% | 33.3% | 43.2% | 44.8% | 41.0% |
|     | 小計   | 3歳未満児数    | 1,109 | 1,074 | 1,079 | 1,044 | 1,030 | 948   | 911   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 326   | 321   | 322   | 318   | 340   | 345   | 329   |
|     |      | 校区内受入率    | 29.4% | 29.9% | 29.8% | 30.5% | 33.0% | 36.4% | 36.1% |
| 北部  | 金屋   | 3歳未満児数    | 470   | 449   | 440   | 438   | 404   | 382   | 369   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 167   | 157   | 166   | 171   | 170   | 158   | 178   |
|     |      | 校区内受入率    | 35.5% | 35.0% | 37.7% | 39.0% | 42.1% | 41.4% | 48.2% |
|     | 中部   | 3歳未満児数    | 524   | 501   | 483   | 464   | 459   | 435   | 406   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 141   | 186   | 199   | 193   | 193   | 176   | 188   |
|     |      | 校区内受入率    | 26.9% | 37.1% | 41.2% | 41.6% | 42.0% | 40.5% | 46.3% |
|     | 代田   | 3歳未満児数    | 406   | 350   | 338   | 326   | 320   | 344   | 337   |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 110   | 97    | 101   | 99    | 120   | 121   | 126   |
|     |      | 校区内受入率    | 27.1% | 27.7% | 29.9% | 30.4% | 37.5% | 35.2% | 37.4% |
|     | 小計   | 3歳未満児数    | 1,400 | 1,300 | 1,261 | 1,228 | 1,183 | 1,161 | 1,112 |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 418   | 440   | 466   | 463   | 483   | 455   | 492   |
|     |      | 校区内受入率    | 29.9% | 33.8% | 37.0% | 37.7% | 40.8% | 39.2% | 44.2% |
| 合 計 |      | 3歳未満児数    | 4,650 | 4,491 | 4,453 | 4,329 | 4,220 | 4,007 | 3,859 |
|     |      | 保育所等入所児童数 | 1,335 | 1,370 | 1,407 | 1,420 | 1,470 | 1,456 | 1,516 |
|     |      | 保育所等入所率   | 28.7% | 30.5% | 31.6% | 32.8% | 34.8% | 36.3% | 39.3% |

※校区内受入率は、当該校区の3歳未満児のうち、当該校区の保育所等に入所する児童の割合を示す。

## (2) 適正な施設環境下での教育・保育の実践

本市の公立保育所は21園ありますが、その多くは昭和40年代から50年代に建設されたものとなっています。現在、第1期・第2期整備計画に基づき、施設の改築を進めていますが、多くの施設で老朽化が進んでいます。老朽化の著しい施設については、改修や設備の更新により対応していますが、これらの施設を維持していくと、今後、大規模な施設の改修、更新が必要となってきます。また、施設の更新にあたっては、「豊川市公共施設等総合管理計画」で公共施設の縮減目標を平成27年度からの50年間で30%と設定しており、この目標は保育所においても例外ではなく、保有面積の削減を図るものとなっています。

こどもたちの安全の確保や質の高い教育・保育のための環境整備は、公共施設のマネジメントの観点からも、計画的かつ効率的に進めていく必要があります。

## (3) 行財政運営の効率化と保育所等の運営

本市の人口は、平成22年の旧小坂井町との合併後、総人口において増減はあるものの減少傾向にあり、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口も減少していくため、市税などの歳入の減少が見込まれています。更に建替えや大規模改修等に多額の維持更新経費が必要になることに加え、一斉に耐用年数を超えて設備投資を集中的に行わなければならない時期を迎えることが危惧されます。また、「国の三位一体改革」に係る、公立保育所運営費等の一般財源化は、行財政運営に多大な影響を及ぼしていますが、保育ニーズが多様化する中で、保育所の特色を生かしたより一層充実した保育サービスを提供するため、バランスの良い財政配分の方法を探る必要性があります。そのような中、園児の受入れ状況は、少子化等により乳幼児期に必要な「集団の確保」が困難となっている保育所がある一方で、保護者の保育ニーズに最大限応えるため定員を超えて受け入れている保育所もあるなど、バランスを欠いた運営状況となっており、その適正化が課題となっています。

一方で、私立保育所等については、国の財政支援のもとで運営が保障されています。また、時間外保育や一時預かり事業など、地域のニーズにあった特別保育の実施や独自の教育・保育理念や方針に基づいた教育・保育が行われ、様々なサービスの提供や特色ある取組で保護者のニーズに対応し、本市の保育事業に大きく貢献しています。

先にも述べた通り、公立保育所の園舎は老朽化が進んでいることや、高齢化の進行、人口の減少などに伴う行政コストの増大が見込まれていますが、量的な保育ニーズや多様な保育ニーズに応えるための保育環境の整備の実施、子育てに関する不安感や仕事と子育ての両立における負担感などを払拭するため、更なる効率的な運営が求められているところです。

そのため、本市の保育所整備にあたっては、民間活力の導入も積極的に取り入れていく必要があります。

#### (4) 児童の権利に関する条約に基づくこどもの意見

保育所の整備・運営に関し、こどもの意見を聞くことは、子どもの権利条約第12条（意見を表明する権利）を実践する重要な取り組みとなります。

本計画を策定するにあたり、現在保育所に通うこどもたちを対象に、保育所について自由に意見をうかがったところ、次の意見が寄せられました。



## ～こどもたちの声～

### ① 保育園は好きですか？.....◆

- ・好き (全体に対する割合: 92.4%)
- ・嫌い (全体に対する割合: 6.2%)
- ・どちらでもない (全体に対する割合: 1.4%)

### ② 保育園で一番楽しいことは何ですか？.....◆

- ・お友達や先生と鬼ごっこやボール遊びなどの外遊びをすること
- ・雲梯やブランコ、滑り台などの遊具で遊ぶこと
- ・運動会や生活発表会などのイベントをすること
- ・お友達とごっこ遊びやおままごとなどのお部屋遊びをすること
- ・お友達とお絵かきや粘土・空箱を使った工作遊びをすること

### ③ 保育園の給食で好きなものは何ですか？.....◆

- ・カレーライス
- ・魚のみそ煮、焼き魚、魚の竜田揚げなどの魚料理
- ・バンサンスーなど春雨を使ったサラダ
- ・みそ汁
- ・いちご、みかん、りんごなどのくだもの

### ④ 園庭にお花や木、虫が住める場所がもっと欲しいですか？.....◆

- ・欲しい (全体に対する割合: 72.6%)
- ・欲しくない (全体に対する割合: 20.5%)
- ・どちらでもない (全体に対する割合: 6.9%)

### ⑤ もし魔法が一回だけ使えるとしたら、保育園のどこをどんな風に変えたいですか？.....◆

- ・保育園の形やドア、窓をハートや星などかわいい形に変えたい
- ・いっぱい身体を動かして遊べるように園庭や遊戯室、教室を広くしたい
- ・木の温もりを感じられる保育園にしたい
- ・2階の窓から外に行ける滑り台を作りたい
- ・プリンセスのお城みたいな遊具を作りたい

## 第3章 整備計画を推進するための進むべき方向性

### 1 3歳未満児受入れのための施設整備

少子化に伴い、市全体として就学前児童数は年々減少しているものの、地域によっては就学前児童数が増加し、今後の保育ニーズも見込まれます。増加する地域の3歳未満児の保育ニーズに対応するため、ファシリティマネジメントを考慮しながら、その受入体制の強化を図る方策として、民営化による既存施設の建替え、既存保育室の乳児室への改修、小規模保育事業所の定員見直しなどを進めていきます。

- (1) 民営化による建替え
- (2) 既存施設の3歳未満児受入対応改修工事
- (3) 小規模保育事業所の定員見直し

### 2 特別保育事業の充実

休日保育事業や障害児保育事業などの特別保育を推進するための方向性として、専門性の強化、連携体制の構築、職員の処遇改善、保護者への支援、財政的基盤の強化などを実施します。

#### (1) 休日保育事業

保育所が休園日となる日曜日・祝日などに保育を必要とする児童を預かる休日保育事業については、保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、1園にて実施していますが、利用者数の増加を踏まえ、実施園数を増やし、事業の充実を図ります。現在、ひかり保育園にて実施していますが、十分な駐車場が確保されているなど、立地条件を考慮した上で実施園を検討していきます。

#### (2) 障害児保育事業

発達や発育に遅れがあるなど、個別の支援を必要とする児童の保育を他の児童と同じ集団に一員として実施する障害児保育事業については、各小学校区に1か所の指定園設置を目標に取り組んできましたが、令和3年度には26校区中25校区での設置となりました。残る1校区については、豊川小学校区となりますが、当該校区は保育所、及び認定こども園が存在しないため、

現状では設置が困難な状況にあります。

このような課題も踏まえ、今後は、より身近な地域での利用ができるよう、指定園制度を廃止し、多様なこどもたちが分け隔てなく、共に過ごせる環境を整えていきます。

愛知県内自治体の障害児保育制度の状況（※あいちの保育問題資料集参照）

| （自治体数） |         |      |      |          |      |      |       |
|--------|---------|------|------|----------|------|------|-------|
|        | 障害児受入制度 |      |      | 3歳未満児の受入 |      |      | 受入先指定 |
|        | 令和4年    | 令和5年 | 令和6年 | 令和4年     | 令和5年 | 令和6年 | 令和6年  |
| あり     | 49      | 50   | 45   | 30       | 33   | 27   | 10    |
| なし     | 3       | 3    | 6    | 18       | 17   | 19   | 30    |
| 未記入    | 2       | 1    | 3    | 4        | 4    | 8    | 4     |
| 豊川市    | あり      | あり   | あり   | なし       | なし   | なし   | 指定園   |

### (3) 医療的ケア児保育支援事業

人工呼吸器や痰の吸引など、日常的な医療的管理を必要とする児童を受け入れる医療的ケア児保育支援事業については、国のガイドラインを参考に策定した「豊川市保育所等における医療的ケア児受入ガイドライン」に基づき、児童を安全に集団保育できることを前提に実施していきます。受入対象園については、施設のバリアフリー化状況、児童の住所、保護者の勤務先などを総合的に勘案し選定していきます。なお、受入に際しては、安全面に配慮する上で必要であれば改修工事等を実施していきます。

### (4) 乳児等通園支援事業

就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する乳児等通園支援事業については、児童福祉法において令和7年度に制度化、令和8年度の本格実施に向けて、令和7年度に実施した試行的事業での課題の整理、アンケートなどによる利用者ニーズ調査、また、民間保育所等の運営法人と意見交換などを行い、全ての教育・保育提供区域に設置し、実施園の拡充を図ります。

|            | 教育・保育提供区域                    |        |         |    |
|------------|------------------------------|--------|---------|----|
|            | 東部                           | 南部     | 西部      | 北部 |
| 令和7年度（試行的） |                              | 下長山保育園 | 御津北部保育園 |    |
| 令和8年度（本格）  |                              | 下長山保育園 | 御津北部保育園 |    |
| 令和9年度以降    | ※民間保育所運営法人とも意見交換しながら順次拡充を図る。 |        |         |    |

### 3 保育所多機能化の推進

人口減少による保育提供体制への影響は大きく、こどもの数が減少することで利用者が減少し、生産年齢人口の減少により保育士等の確保が困難になってきています。また、人口減少に合わせて核家族化が進行し、特に0～2歳児の未就学児のいる家庭への支援の必要性の高まりなど、保育所の維持だけでなく、地域の保育提供体制・地域の子ども・子育て支援に求められるニーズも変化しており、支援の担い手としての保育所に対する期待も高まっています。さらに、地域の子ども・子育てに対するニーズは多様化しており、障害児や医療的ケア児、外国籍を有する児童への対応など、配慮が必要なこどもに対するケアをはじめとして、地域の子育て支援は多岐にわたる状況にあります。このような状況を踏まえ、人口減少地区における入所率の低い保育所において、地域のニーズに応じた保育所の多機能化を実施していきます。

### 4 保育士配置基準への対応ロードマップ

保育士の配置基準は、保育施設等における適切な保育環境と、こどもたちの安全を確保するために国が定めたものです。配置基準は、保育施設等で働く保育士の必要人数をこどもの年齢ごとに下記のとおり細かく規定しています。

本市では国が定める配置基準よりも手厚い基準を設定しています。

## 【配置基準】

| 年齢     | こどもの人数      |      |             |      | 必要な<br>保育士数 |
|--------|-------------|------|-------------|------|-------------|
|        | ～令和 5 年 3 月 |      | 令和 6 年 4 月～ |      |             |
|        | 国           | 豊川市  | 国           | 豊川市  |             |
| 0 歳児   | 3 人         | 3 人  | 3 人         | 3 人  | 1 人         |
| 1 歳児   | 6 人         | 5 人  | 6 人         | 5 人  | 1 人         |
| 2 歳児   | 6 人         | 6 人  | 6 人         | 6 人  | 1 人         |
| 3 歳児   | 20 人        | 20 人 | ※(1) 15 人   | 15 人 | 1 人         |
| 4 歳児以上 | 30 人        | 30 人 | ※(2) 25 人   | 25 人 | 1 人         |

※(1) 経過措置として令和 9 年度までは従前の基準により運営することが可能となっています。

※(2) 経過措置として当分の間は従前の基準により運営することが可能となっています。

配置基準は見直されましたが、急激な変更による混乱を避けるため、国は経過措置を設けています。この経過措置により、保育所は当面の間、従来の基準で運営を続けることが認められています。本市においては、児童数の減少などにより、実施可能なところから新配置基準への改善を進めていますが、人材確保の困難さや、持ち上がり児童への配慮など、現場の実情を考慮しなければならないと考えています。

しかし、適切な人員配置は、こどもたちの健やかな成長を支える基盤となりますので、2 年から 4 年を目途に配置基準に沿った保育が行えるよう、引き続き定員適正化計画に沿った人員配置を進めていきます。

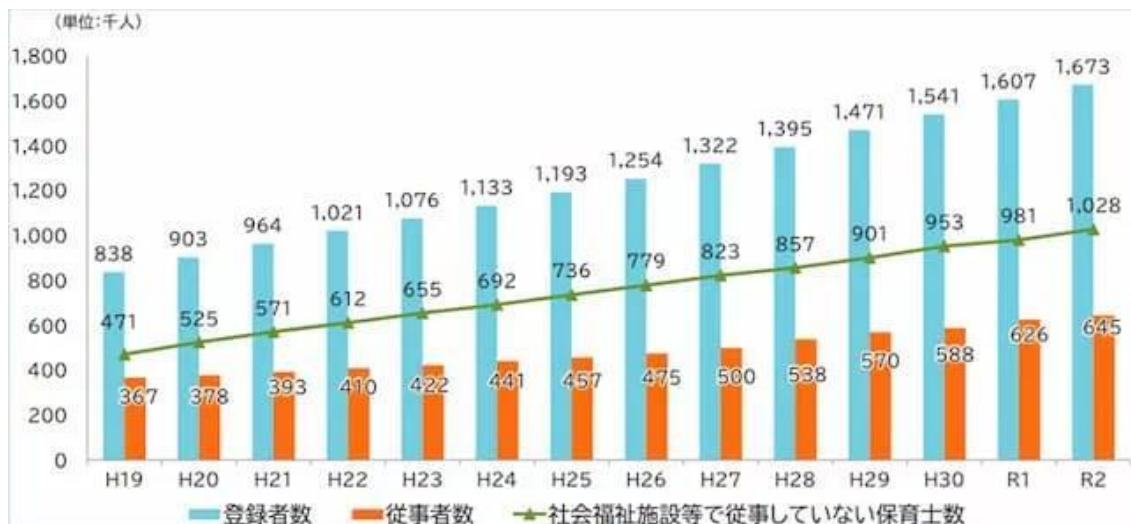
## 5 保育士の確保と働き方

保育士の数は全国的に不足しており、厚生労働省の統計データによると、令和 5 年 1 月の保育士の有効求人倍率は全国で 3.12 倍という結果でした。この状況は本市においても同様で、特に民間保育所では保育士不足が原因で、3 歳未満児クラスが減少するケースが生じています。公立保育所では、近年、一定数の新規採用を行っており、若年層の割合が増えています。その分育児休業取得者の増加や、仕事と生活の両立支援が充実し、部分休業制度の拡充を受け休業制度を利用する保育士が増加し、それに対応する代替保育士の確保に苦慮しています。

また、保育所のコアタイムを正規保育士が担い、早朝や夕方の時間帯はパートタイムの非正規保育士が担っていますが、雇用側と労働側のニーズのミスマッチが生じ、常に不足している状況にあります。

一方で、厚生労働省「令和 4 年版 厚生労働白書 -社会保障を支える人材の確保」によると、保育士の登録者数は増加していますが、保育所等で従事していない保育士数も増加傾向にあります。

今後は、働いていない保育士をいかに活用するかが課題となりますので、就職支援イベントの実施などによる潜在保育士の確保策、新規採用のみならず派遣保育士の活用、及びシフト調整を進めていきます。また、利用児童の少ない土曜日について共同保育の検討も進めていきます。



参考:厚生労働省「令和 4 年版 厚生労働白書 -社会保障を支える人材の確保」

## 6 民間保育所や私立幼稚園などとの連携強化

子育て世代が安心して子育てできる環境を整備し、地域ごとの差異のない均等で質の高い保育サービスを提供するためには、民間保育所や私立幼稚園などの協力が必要不可欠です。今までも、私立幼稚園に対する運営助成や出生数の減少に伴う将来的な保育需要の減少が見込まれる中、民間保育所が安定した運営を行うために、常時一定以上の児童を受け入れる必要があることから、公立保育所が定員の利用調整機能を担ってきました。

また、公立保育所では、人員配置の面から民間保育所と比較して、「保育士の平均勤続年数が高い」、「看護師が多く配置されている」といった特色があります。このようなことから、市の保育の質を向上させるため、経験豊富な保育士による民間保育所や私立幼稚園への定期的な巡回訪問による相談・助言など、これまでに培った保育に関する知識や経験を市内の保育施設全体へ共有するなどして、連携強化を進めていきます。

## 7 少子化を踏まえた方向性

少子化が進む中、保育所の役割は単に児童を預かるだけでなく、地域の子育て支援の中心としての役割が期待されています。そのため、保育所のあり方も変化していく必要があり、量から質への転換、多様なニーズへの対応、保育人材の確保と業務効率化が重要と考えます。具体的には、質の高い保育の確保、地域の実情に合わせた柔軟な対応、そして保育士の負担軽減と専門性向上を進めていきます。

### (1) 量から質への転換

国も従来の待機児童対策から保育の質の向上へシフトしており、保育士の専門性向上、保育内容の充実、多様なニーズに対応できる保育環境の整備などが求められているため、保育所ＩＣＴシステムの積極的な活用による業務効率化を一層図るとともに、保育士の専門性を高める研修制度の充実を図っていきます。また、地域の子育て支援機能の強化を図るため、保育所が地域の子育て支援の中心となるよう、子育て相談、情報提供、地域交流の場としての役割を図る地域子育て相談機関を拡充します。

### (2) 地域との連携

小学校との連携、地域住民との交流、子育てイベントなどを実施し、また、保護者とのコミュニケーションを密にして、保護者ニーズを把握しながら子育てサポートを行います。

これらの取り組みを通じて、より柔軟で対応力のある保育体制を構築し、こどもたちの健やかな成長を支える保育環境を整備していきます。

## 第4章 整備計画の新たな基本方針

社会経済情勢の変化や、国の保育政策についても重点を「保育の量の拡大」から「持続可能な質の高い保育の確保・充実」等への転換が掲げられていることを踏まえ、本計画では、進むべき方向性を示しながら、具体的な基本方針としては第2期整備計画の基本方針を引き継ぐものとします。

### Ⅰ 公共施設等総合管理計画に沿った施設面積の縮減

厳しい財政状況の中で、限られた財源をバランス良く配分し、最大限に活用することを前提にしながら、将来にわたり多様な保育ニーズに応え、きめ細かでより質の高い保育サービスを提供するため、施設面積を縮減しながら保育施設の充実を図ることを目指します。

#### (Ⅰ) 公立保育所の民営化

公立保育所は、平等かつ公正な教育・保育の提供を実践する反面、複数の施設を運営して、その均衡を保つため、個別のニーズへの迅速な対応が難しい場合があります。一方、私立保育所などでは、独自の教育・保育理念や方針に基づき、特色あるサービスの提供を行っており、個別のニーズへの柔軟な対応力も備えていること、また、運営費や施設整備に係る助成制度があり、施設の改築や大規模修繕によるハード面の充実が行いやすい状況にあります。こうしたことから、将来的にも一定の児童数を確保できる見込みのある公立保育所について、保育サービスの多様化・運営の効率化を図るため、園舎の建替えのタイミングを問わず民営化を検討し、民間の活力を導入することで公私一体となって課題解決に向けた対応を実施していきます。

社会福祉法人清源会  
こざかいこども園（令和7年4月開園）



【保育所・認定こども園建設年次一覧】

| 建設年度      | 公 立     |      |  | 私 立     |    |          |         |
|-----------|---------|------|--|---------|----|----------|---------|
|           |         |      |  | 保育協会    |    | 保育協会以外   |         |
| S 4 1     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 4 2     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 4 3     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 4 4     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 4 5     | 小坂井中    |      |  |         |    |          |         |
| S 4 6     | 牛久保     | 萩    |  |         |    |          |         |
| S 4 7     | 下長山     |      |  |         |    |          |         |
| S 4 8     | 睦美      | 東上   |  | 代田      |    |          |         |
| S 4 9     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 5 0     | 御油第二    |      |  |         |    |          |         |
| S 5 1     | 赤坂台     |      |  | 平尾      | 三上 |          |         |
| S 5 2     |         |      |  | 諏訪      | 八幡 |          |         |
| S 5 3     | 大和      | 御津北部 |  | 千両      |    | みどり      |         |
| S 5 4     | 八南      |      |  | 桜町(北園舎) |    | 桃里       | 豊川東     |
| S 5 5     | 為当      |      |  |         |    |          |         |
| S 5 6     | 国府      | 一宮東部 |  |         |    | みと       |         |
| S 5 7     |         |      |  |         |    | 菊        |         |
| S 5 8     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 5 9     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 6 0     | 為当(乳児棟) |      |  |         |    |          |         |
| S 6 1     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 6 2     |         |      |  |         |    |          |         |
| S 6 3     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1       | 一宮      |      |  |         |    |          |         |
| H 2       |         |      |  |         |    |          |         |
| H 3       |         |      |  |         |    |          |         |
| H 4       | 御津南部    |      |  |         |    |          |         |
| H 5       |         |      |  |         |    | 美園       |         |
| H 6       |         |      |  |         |    |          |         |
| H 7       |         |      |  |         |    |          |         |
| H 8       |         |      |  |         |    |          |         |
| H 9       |         |      |  |         |    | 光輝       |         |
| H 1 0     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1 1     |         |      |  |         |    | アオイ      |         |
| H 1 2     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1 3     |         |      |  | 天王      |    |          |         |
| H 1 4     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1 5     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1 6     | 御油      |      |  |         |    |          |         |
| H 1 7     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 1 8     | 御津西部    |      |  |         |    | ひかり      |         |
| H 1 9     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 2 0     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 2 1     |         |      |  |         |    |          |         |
| H 2 2     |         |      |  |         |    | 豊川       | 恵の実     |
| H 2 7     |         |      |  |         |    |          | たいよう    |
| 【第1期整備計画】 |         |      |  |         |    |          |         |
| H 2 8     |         |      |  |         |    |          | つぼみ     |
| H 2 9     |         |      |  |         |    | 豊川東(乳児棟) | あおぞら    |
| H 3 0     |         |      |  |         |    | たんぼぼ     | おひさまキラリ |
| R 1       | 大木      |      |  | 中部      |    | さつき      |         |
| R 2       |         |      |  |         |    | さくら      |         |
| 【第2期整備計画】 |         |      |  |         |    |          |         |
| R 3       | 音羽      |      |  | 桜町(南園舎) |    |          |         |
| R 4       |         |      |  | 豊川北部    |    |          |         |
| R 5       | 小坂井東    |      |  | 三蔵子     |    |          |         |
| R 6       |         |      |  |         |    | こざかい     |         |
| R 7       |         |      |  | 麻生田     |    |          |         |

改築・新設

統廃合

民営化

大規模修繕

小規模改修

## 2 3歳未満児に特化した受け皿の確保

第2期整備計画までは、3歳未満児受入れのための主な対応方法として、老朽化に伴う園舎の建替え時に受入体制の強化を図ってきましたが、本計画期間中においては、園舎の建替えだけではなく、既存施設の利活用も踏まえた受入体制の強化を図ることを念頭に置きながら対応していきます。

## 3 公立保育所の運営見直し

限られた財源をバランス良く配分し、最大限に活用することを前提にしながら、将来にわたり多様な保育ニーズに応え、きめ細かでより質の高い保育サービスを提供することを目的とします。

### (1) 公立保育所の統廃合

施設の老朽化及び園児数の減少等により適切な環境が提供できない場合は、乳幼児数の推移を考慮し、公立保育所の再編整備を行います。ただし、統廃合の検討にあたっては、将来の保育ニーズ、地域の現状や動向及び住民サービス等を十分に考慮します。また、近隣他施設の受入れ体制や入園児の転園、通園に係る負担増など、統廃合に伴い生じる諸問題についても十分に考慮して行います。

#### 【統廃合の検討基準】

- ・ 年度開始の4月1日現在において、園児数が20人未満となった場合  
（「小規模保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知）」）
- ・ 老朽化による建て替え及び大規模修繕が必要となる場合  
社会福祉施設耐用年数を参考にした老朽化の度合いや敷地が借地である施設の統廃合を優先的に検討する。
- ・ 保育ニーズに対して定員を大きく下回り（入所率70%未満）、近隣の受け入れ体制が確保できる場合

## (2) 公立保育所の民営化

本計画では、特に3歳未満児の保育需要の増加や質の確保を考慮しつつ、公立保育所の民営化による効率的な運営を目指します。これは、幼児教育や保育に対するニーズの多様化への対応のため、公立とは異なる視点、ノウハウからより柔軟な提案、サービスを民間事業者に期待するものです。

民営化を進めるにあたっては、保護者への丁寧な説明や、市内保育所運営法人等への情報提供を行い、不安や懸念の払拭に努め、円滑に移行できるように十分配慮します。また、単に運営費の削減のみを目的とするのではなく、公立保育所と民間保育所それぞれの役割を十分に発揮し、結果として豊川市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的とします。なお、公立保育所の地域における子育て支援拠点としての機能と役割を考慮しながら、民営化基本方針のとおり、各中学校区に概ね1園の公立保育所を残すとともに、公立保育所の統合時は民営化の対象から除くこととします。

## **4 保育所多機能化の推進**

人口減少社会のニーズに対応するため、保育サービスは「量の拡大」から「質の拡充」へと転換しています。保育所多機能化は、従来の保育サービスに加えて、地域の実情やニーズに合わせて、人口減少地区等の既存の施設を活用しながら多様な福祉サービスなどを一体的・複合的に提供し、新たな役割を担うことで、持続可能な子育て支援体制の構築に貢献し、地域全体の子育て支援拠点としての役割を強化します。主に以下のような機能拡充を進めていきます。

### (1) 他の事業との併設・連携

こどもの成長に応じて切れ目のない支援を提供するため、待機児童が発生している小学校区において開設する放課後児童クラブについて、保育所の空き部屋を活用し連携を図ります。

## (2) 地域子育て支援機能の向上

すべての子育て世帯やこどもたちが、地域で身近に相談することができる相談機関を設置し、未就園児を含む地域全体の子育て家庭への支援を強化します。

## (3) 障害児支援の充実

多様なこどもへの対応力を高めるため、すべてのこどもが共に成長できるインクルーシブ保育の推進を検討します。

### 第3期保育所整備計画の基本方針

- ① 公共施設等総合管理計画に沿った施設面積の縮減
- ② 3歳未満児に特化した受け皿の確保
- ③ 公立保育所の運営見直し
- ④ 保育所多機能化の推進



麻生田保育園（令和8年2月竣工）



## 第5章 取り組むべき具体的な方策

### 1 睦美保育園改築整備事業

昭和48年建設の本園舎は建設から約50年が経過し、老朽化が著しく園舎の建替えが急務となっていました。当該整備事業の実施にあたっては、東部小学校区内にある3つの地区市民館の再編、及び同区内の麻生田保育園、三上保育園を運営する豊川市保育協会との意見交換を踏まえ、3園の整備方針について検討しながら進めてまいりました。

整備方針としましては、用途廃止の決まった隣接する睦美地区市民館の敷地と合わせての新園舎の建て替え、また、効率性、経済性の観点から市民館の解体と新園舎建設、旧園舎解体工事の契約を一体的に実施することとしました。

事業の進捗状況としましては、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度に整備工事に着手しました。引き続き、令和8年度中の供用開始に向け、事業の進捗を図っています。

### 2 牛久保保育園民営化事業

南部中学校区には、園舎の老朽化が進む牛久保保育園（昭和46年度建設）と下長山保育園（昭和47年度建設）の公立保育所がありますが、民営化基本方針で示したように、このエリアの公立保育所を1園とするため、どちらの園を民営化するのかを含め、第2期整備計画において園舎の建替えについて整備方針を検討してまいりました。

整備方針としましては、整備における留意事項として、施工性、経済性、機能性、実行性の4つの視点から総合的に判断し、牛久保保育園、下長山保育園の施設整備を効率的かつ効果的に推進するため、牛久保保育園を民設民営化により現地で建替えることとしました。

事業の進捗状況としましては、令和6年度に、民間の機動力や柔軟性を活かして保育サービスの充実を図ることを目的に、民間移管する牛久保保育園の建替え及び運営を行う民間事業者を公募したところ一者から応募があり、この一者について、地域の方や保護者の代表の方などで構成する選定委員会において審査し、優先交渉権者として適当であると判断されたことを受け、社会福祉法

人光輝会を優先交渉権者として決定しました。引き続き、令和 11 年度の運営移管、及び供用開始に向け、事業の進捗を図っています。

### 3 建替えを伴わない民営化事業

将来にわたり多様な保育ニーズに応え、きめ細かでより質の高い保育サービスを提供するため、保育施設の充実を図ることが必要ですが、厳しい財政状況の中では、限られた財源をバランス良く配分し、最大限に活用することが求められます。そのような状況の中、私立保育所では、運営費や施設整備に係る助成制度があり、施設の改築や大規模修繕によるハード面の充実だけでなく、個別のニーズへの柔軟な対応が行いやすい状況にあります。こうしたことから、これまでの園舎建替えに合わせた手法だけでなく、建替えを伴わない民営化を進めていきます。

民営化実施園の選定については、第4章整備計画の新たな基本方針で示したとおり、民営化基本方針に沿うとともに、園敷地が市所有であること及び将来的に一定の児童数が確保できることなどを考慮し、次の保育所にて検討します。

- (1) 一宮保育園（一宮中学校区）
- (2) 御油保育園（西部中学校区）
- (3) 為当保育園（西部中学校区）

■将来的にも一定の児童数確保が見込める保育園一覧

各年度4月1日現在

|       |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一宮保育園 | 3歳以上児 | 114   | 104   | 93    | 83    | 89    | 90    |
|       | 3歳未満児 | 37    | 35    | 34    | 37    | 36    | 42    |
|       | 合計    | 151   | 139   | 127   | 120   | 125   | 132   |
| 御油保育園 | 3歳以上児 | 118   | 119   | 113   | 112   | 117   | 116   |
|       | 3歳未満児 | 51    | 52    | 50    | 51    | 51    | 59    |
|       | 合計    | 169   | 171   | 163   | 163   | 168   | 175   |
| 為当保育園 | 3歳以上児 | 85    | 74    | 73    | 77    | 78    | 71    |
|       | 3歳未満児 | 36    | 38    | 35    | 32    | 38    | 35    |
|       | 合計    | 121   | 112   | 108   | 109   | 116   | 106   |

上記の保育所にて検討していきますが、まずは、中規模である一宮保育園での実施を検討します。

建替えを伴わない民営化事業については、本市で初めての試みとなり、また、数年の間に多くの保育士等の確保が必要となるなどの課題もあります。本事業を円滑に進めるために、まずは、市内で複数園を安定的に運営し、市の外郭団体でもある社会福祉法人豊川市保育協会と協定を結び、事業化して展開させ、課題の整理及びその効用を確認し、評価することで今後の民営化に繋げていきたいと考えています。

西部中学校区区内保育所等3歳未満児入所児童数の推移（各年度4月1日現在）

|     |         | 平成30年度 |    |    |     | 令和4年度 |    |    |     | 令和7年度 |    |    |     |
|-----|---------|--------|----|----|-----|-------|----|----|-----|-------|----|----|-----|
|     |         | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 計   | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 計   | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 計   |
| 国府小 | 国府保育園   | 2      | 16 | 17 | 35  | 3     | 13 | 18 | 34  | 2     | 15 | 20 | 37  |
|     | 為当保育園   | 4      | 14 | 18 | 36  | 3     | 17 | 18 | 38  | 3     | 14 | 18 | 35  |
| 御油小 | 御油保育園   | 6      | 20 | 20 | 46  | 4     | 25 | 23 | 52  | 5     | 25 | 29 | 59  |
|     | 御油第二保育園 | 2      | 15 | 19 | 36  | 4     | 21 | 16 | 41  | 8     | 15 | 21 | 44  |
| 合 計 |         | 14     | 65 | 74 | 153 | 14    | 76 | 75 | 165 | 18    | 69 | 88 | 175 |

■中学校区別3歳未満児童・保育所等入所児童数等の推移

| 中学校区 | 利用定員 |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 西部   | 167  | 3歳未満児数    | 660   | 652   | 649   | 577   | 567   |
|      |      | 保育所等入所児童数 | 165   | 164   | 162   | 167   | 175   |
|      |      | 校区内受入率    | 25.0% | 25.2% | 25.0% | 28.9% | 30.9% |

なお、民営化を進めるにあたっての手法については、「移管」と「委託」があります。

- ① 「移管」では、公立保育所では対象とならない国・県の負担金の交付対象となりますので、運営費にかかる財源が確保しやすくなります。また、施設の改築や大規模修繕についても、国の補助制度が活用できます。なお、子ども子育て新制度では、子ども・子育て関連3法に基づき、「公私連携法人」の制度が創設され、公設民営であっても国庫補助金等の対象となり、また、民設民営に移行した以降も市の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態がとれるようになりました。これにより、民設民営へ移管したのちも、協定締結などを結び、公の関与を明確にし、市が求めてきた保育の質を担保できることとなります。

この制度を活用することにより、これまでに公立保育所が重要視してきた保育内容を継承することがより明確になります。

- ② 「委託」では、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しながら、公共施設の運営効率と質の向上が期待できますが、保育ニーズに対応するための保育内容等の変更等でも、運営主体の市との協議が必要となるなど、民間の特色であるノウハウを活かした迅速かつ柔軟な対応が発揮しにくくなります。また、施設の改築や大規模修繕は、全額市の負担となります。

| 方式            | 運営費 負担割合 |     |     | 施設整備費 負担割合 |   |     |     |
|---------------|----------|-----|-----|------------|---|-----|-----|
|               | 国        | 県   | 市   | 国          | 県 | 市   | 事業者 |
| 公設公営（直営）      | ×        | ×   | 1   | ×          | × | 1   | ×   |
| 公設民営（指定管理者制度） | ×        | ×   | 1   | ×          | × | 1   | ×   |
| 民設民営（私立）      | 1/2      | 1/4 | 1/4 | 1/2        | × | 1/4 | 1/4 |
| 公私連携型保育所      | 1/2      | 1/4 | 1/4 | 1/2        | × | 1/4 | 1/4 |

以上のことから、本市における建替えを伴わない民営化の手法は、移管である「公私連携型保育所」により実施し、民設民営へ移行するものとします。

## 4 民間保育所の施設整備による3歳未満児受入れの拡充

### (1) 民間保育所の施設整備への補助

令和7年4月1日現在、市内には社会福祉法人が運営する保育所等が27園ありますが、このうち12園は豊川市保育協会が運営しています。これら保育協会の施設は、現在まで増改築や大規模修繕を行うことで保育の需要や維持管理に対応してきましたが、公立保育所と同様に昭和40代から50年代に建設された施設が残っており、老朽化が進んでいます。これまでも施設整備に対して補助を行ってきましたが、施設の更新時期を迎えた保育所が2園残っていますので、引き続き、豊川市保育協会が行う計画的な園舎の建替えに対して補助を行う必要があります。

本計画期間においては、平尾保育園、八幡保育園の園舎改築に対して補助を行う計画を位置づけます。なお、平尾保育園、八幡保育園の2園については、中部中学校区エリアに位置していますが、当該エリアの保育所等入所児童数は多く、また、校区内児童の受入率も増加しているため、施設整備にあたっては3歳未満児の受入拡充を図ります。

その他の民間保育所についても、老朽化の進む保育所がありますので、補助金や自己資金の活用方法など、法人との意見交換を行いながら必要な施設整備費の補助を行います。なお、施設整備にあたっては、3歳未満児の受入拡充など保育サービスの向上を図る整備を協議していきます。

■中学校区別3歳未満児童・保育所等入所児童数等の推移

| 中学校区 | 利用定員 |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中部   | 195  | 3歳未満児数    | 483   | 464   | 459   | 435   | 406   |
|      |      | 保育所等入所児童数 | 199   | 195   | 192   | 176   | 188   |
|      |      | 校区内受入率    | 41.2% | 42.0% | 41.8% | 40.5% | 46.3% |

## 5 小規模及びその近隣の公立保育所の運営方法見直し

令和7年4月1日現在、入所児童20人程度の小規模な公立保育所は2園あり、当該地域における就学前児童数の推移をみても、今後、児童数の増加を見込むことは困難です。保育所の定員としての最低人数である20人を恒常的に下回ることが考えられ、集団生活できる環境や園の運営に影響を及ぼすような状況になりつつあります。

また、これらの小規模な保育所（分園）の近隣にある本園についても、児童数は減少傾向にあり、空き保育室がある園もあります。

### (1) 東上保育園（分園）と一宮東部保育園（本園）

東上保育園の園舎の建設年次は昭和48年度で、老朽化が進むとともに、児童数は第2期整備計画策定以降も減少しており、令和7年4月1日現在は20人で、市内で2番目に小規模な保育所となっています。給食については、豊川市との合併後、近隣の一宮東部保育園で調理したものを配送する分園方式をとっています。

一宮東部保育園の園舎の建設年次は昭和56年度で、ファシリティマネジメントにより予防保全対象施設として長寿命化を進めてきました。児童数については、平成29年度までは100人前後で推移していましたが、令和7年度は76人となり、約26.9%の減少となっています。

## (2) 萩保育園（分園）と赤坂台保育園（本園）

萩保育園の園舎の建設年次は昭和46年度で、老朽化が進むとともに、児童数は第2期整備計画策定以降も減少しており、令和7年4月1日現在は19人で、市内で最も小規模な保育所となっています。給食については、令和2年度から近隣の赤坂台保育園で調理したものを配送する分園方式をとっています。

赤坂台保育園の園舎の建設年次は昭和51年度ですが、近年、児童数は大きく減少し、令和7年4月1日時点では、第2期整備計画が開始された令和3年度と比較して、約35.1%の減少となっています。

これらの小規模な公立保育所については、第4章の整備計画の新たな基本方針で示した統廃合の基準に基づき、今後の児童数の動向、将来の保育ニーズ、地域の状況、近隣の他の保育所の受入れ体制など、様々な要素を考慮しながら総合的に検討し、持続可能な運営モデルを構築し、限られた予算の中でも質の高い保育サービスを提供できるよう、既存の園舎を活用した統廃合を含め、運営方法の見直しについて、令和11年度までに取りまとめるものとします。



睦美保育園外観イメージ

小規模及びその近隣の公立保育所の入所児童数の推移

東上保育園（分園）

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5歳児 | 7     | 8     | 6     | 11    | 8     | 9     |
| 4歳児 | 9     | 6     | 10    | 8     | 9     | 5     |
| 3歳児 | 7     | 10    | 8     | 9     | 5     | 4     |
| 小計  | 23    | 24    | 24    | 28    | 22    | 18    |
| 2歳児 | 5     | 7     | 5     | 5     | 4     | 2     |
| 1歳児 | 5     | 4     | 1     | 3     | 2     | 0     |
| 0歳児 | 0     | 0     | 0     | 2     | 0     | 0     |
| 小計  | 10    | 11    | 6     | 10    | 6     | 2     |
| 合 計 | 33    | 35    | 30    | 38    | 28    | 20    |

一宮東部保育園（本園）

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5歳児 | 15    | 14    | 18    | 17    | 20    | 14    |
| 4歳児 | 14    | 18    | 19    | 19    | 14    | 21    |
| 3歳児 | 18    | 19    | 19    | 12    | 21    | 17    |
| 小計  | 47    | 51    | 56    | 48    | 55    | 52    |
| 2歳児 | 12    | 9     | 8     | 12    | 12    | 12    |
| 1歳児 | 7     | 8     | 12    | 12    | 9     | 10    |
| 0歳児 | 1     | 1     | 0     | 2     | 1     | 2     |
| 小計  | 20    | 18    | 20    | 26    | 22    | 24    |
| 合 計 | 67    | 69    | 76    | 74    | 77    | 76    |

萩保育園（分園）

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5歳児 | 11    | 3     | 9     | 5     | 5     | 2     |
| 4歳児 | 3     | 8     | 5     | 5     | 2     | 4     |
| 3歳児 | 7     | 5     | 7     | 2     | 4     | 7     |
| 小計  | 21    | 16    | 21    | 12    | 11    | 13    |
| 2歳児 | 2     | 6     | 3     | 4     | 5     | 3     |
| 1歳児 | 3     | 3     | 4     | 5     | 2     | 2     |
| 0歳児 | 2     | 1     | 1     | 1     | 0     | 1     |
| 小計  | 7     | 10    | 8     | 10    | 7     | 6     |
| 合 計 | 28    | 26    | 29    | 22    | 18    | 19    |

赤坂台保育園（本園）

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5歳児 | 16    | 13    | 19    | 11    | 10    | 10    |
| 4歳児 | 14    | 18    | 12    | 9     | 9     | 8     |
| 3歳児 | 18    | 11    | 10    | 7     | 7     | 8     |
| 小計  | 48    | 42    | 41    | 27    | 26    | 26    |
| 2歳児 | 7     | 9     | 9     | 5     | 7     | 4     |
| 1歳児 | 6     | 4     | 5     | 6     | 4     | 5     |
| 0歳児 | 4     | 2     | 3     | 1     | 3     | 2     |
| 小計  | 17    | 15    | 17    | 12    | 14    | 11    |
| 合 計 | 65    | 57    | 58    | 39    | 40    | 37    |

## 6 小規模保育事業所の定員見直しによる3歳未満児受入れの拡充

こどもの保育や子育て支援を総合的に進める仕組みとして、子ども・子育て支援法が平成27年に施行されましたが、この法律の中で、小規模保育事業所は国の認可事業として位置付けられました。通常の保育所を開園する場合、満たす基準のハードルが高く開園までに年月を要しますが、小規模保育事業所の場合、認可の基準がそこまで高くないこと、保育所のように園庭が必要ないため一団の土地を確保しなくても良いなど、資金面でも開園につなげやすいというメリットがあります。この制度を活用し、本市では現在のところ4つの小規模保育事業所が設置されています。

小規模保育事業所については、一度入園したら卒園まで在園するケースが多いため、安定した運営が見込めるといったメリットはありますが、低年齢児を扱う負担等から保育所と同じく保育士確保が課題となっています。また、民間保育所等に対する運営費補助と制度が異なっているため、事業者として経営に対する負担感を感じていることも課題と考えます。こうした課題解決のため、現在の定員は4園全て12人に設定されていますが、面積基準に余裕のある施設については、安定的な運営が行えるよう、適正な公定価格の区分の選択を考慮した上で、定員の拡充を図ります。また、既存の補助制度の見直しを検討していきます。このような課題解決を図りながら、本当に需要がある場所に絞って開園することができるメリットを活かしながら、利用者にとって寄り添った運営となるよう、駅近くなどニーズのある場所での設置も検討していきます。

## 7 保育所多機能化に向けた事業の推進

就学前児童数減少地区における入所率の低い保育所や小学校区内に複数の保育所が存在する地域、就学前児童数は減少していないものの、入所率の低下している幼稚園において、地域のニーズに応じた多機能化を実施していきます。

### (1) 児童クラブの併設

保育所の3歳未満児と同じく、利用ニーズが増加する児童クラブに対して、空き部屋を活用し、保育所等との共存を図ります。

具体的な地域として、御津南部小学校区の児童クラブの併設を進めます。御津南部小学校区の児童クラブは、平成 12 年に小学校内に開設され、小学校の改修を機に専用室にて運営してきました。近年では利用ニーズの増加に伴い、令和元年度に定員増を図るため第2クラブを設置しましたが、令和6年度において、定員を上回る利用希望が急激に増加したことにより、待機児童が発生している状況にあります。

当該小学校区における保育所の状況としましては、公立保育所が2園、私立保育所が2園ありますが、少子化の影響もあり、令和7年度においては3園で定員を下回る児童数となっています。

この状況を踏まえ、公立保育所である御津南部保育園において、段階的に入所児童数を調整し、まずは一部屋を児童クラブ室として活用していきます。

その他の待機児童が発生している小学校区等についても、地域の保育所の入所状況等を考慮しながら、多機能化を検討していきます。

## (2) 地域子育て相談機関の設置

すべての妊産婦及び子どもとその家庭等に対して、気軽に立ち寄って子育てに関する疑問や悩み等を相談することができる場所をすべての保育所に整備します。また、園庭開放や子育て相談、未就園児向けの交流機会を提供し、孤立しがちな家庭を支援します。

## (3) 障害児保育の見直し

障害児保育事業については、指定園を設置し事業に取り組んでいますが、障害のある子どもにとっては、友達と同じ環境で生活することで、社会の一員としての自己価値を感じ、自己肯定感を高めることにつながることや、それぞれのこどものニーズに合わせた個別の配慮や支援を柔軟に行うことで、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすことができると考えます。多様な子どもへの対応力を高めるため、児童発達相談センター等と連携し、包括的な相談支援体制を整備して、全園にてインクルーシブ保育を検討します。

## 8 並行して取り組む課題

これまでの第1期整備計画、第2期整備計画においては、施設整備を伴う3歳未満児の受け皿拡充を実施してきましたが、国の方向性としましても待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことなどが掲げられていることから、本市においても施設整備だけでなく、運営に係る体制整備についても検討していきます。

なお、本計画期間においては、以下に掲げる具体的な方策について、令和8年度中に調査・研究を行い、方向性をまとめていきます。

### (1) 土曜日保育の在り方

利用児童の少ない土曜日について、近隣の複数の園と連携し、保育をいくつか所に集約して実施する「共同保育」の導入を検討します。

### (2) 休日保育のセントラル方式による実施

保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、利用者数の増加や利便性を踏まえ、実施園の増設を検討します。また、実施方法として、1園で事業を担うのではなく、複数の園から保育士を集約し、交代制で保育を実施することも検討します。

### (3) ノンコンタクトタイムの確保

職員の働きやすさの向上及び離職防止を目的に、休憩時間だけでなく、記録業務や保育の振り返りの時間など、こどもと直接接しない「ノンコンタクトタイム」をシフトへ組み込むための調査・研究を実施します。

### (4) 保育の魅力発信と職場環境アピール

保育所が直接ブースを設けながら魅力をアピールし、保育の仕事や職場環境への理解を深めることを目指すため、充実した魅力発信フェアを開催します。

### (5) 潜在保育士の復帰支援と研修制度の充実

ブランクのある保育士が安心して現場に戻れるよう、保育制度の変更点や最新の保育技術を学ぶ復職支援研修、セミナーの開催、就職情報を提供します。また、本格的な復帰前に、数日間だけ保育所で業務を体験したり、見学したりできる制度を設け、現場の雰囲気慣れてもらう機会を提供します。

## 第6章 事業スケジュール

令和8年度から令和12年度までに取り組むべき具体的な方策のスケジュールは次のとおりです。

### (1) 睦美保育園改築整備事業

|      | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 整備工事 | ●     |       |        |        |        |
| 供用開始 | ●     |       |        |        |        |

※ 供用開始は令和8年度後半を予定。

### (2) 牛久保保育園民営化事業

|                | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| <i>基本設計</i>    | ●     |       |        |        |        |
| 保護者等説明         |       | ●     |        |        |        |
| <i>実施設計</i>    |       | ●     |        |        |        |
| 旧園舎解体          |       | ●     | ●      |        |        |
| 仮施設設リース        |       | ●     | ●      |        |        |
| <i>新園舎整備工事</i> |       | ●     | ●      |        |        |
| 合同保育           |       | ●     | ●      |        |        |
| 供用開始           |       |       |        | ●      |        |

※ 斜体の部分は、選定された法人が主体で実施。

### (3) 建替えを伴わない民営化事業

|             | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度                                          | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------|-------|-------|-------------------------------------------------|--------|--------|
| 実施団体等との意見交換 | ●     | ●     |                                                 |        |        |
| 調査研究及び課題抽出  | ●     | ●     |                                                 |        |        |
| 保護者説明       |       |       | ●                                               | ●      | ●      |
| 選定委員会設置     |       |       | ●                                               |        |        |
| 指定候補法人選定    |       |       | ●                                               |        |        |
| 協定の締結       |       |       |                                                 | ●      |        |
| 合同保育        |       |       |                                                 |        | ●      |
| 選定法人との調整    |       |       | <div>運営開始時期については、社会福祉法人豊川市保育協会と調整の上で決定する。</div> |        |        |
| 民営化による運営開始  |       |       |                                                 |        |        |

(4) 民間保育所の施設整備による3歳未満児受入れ拡充

|           | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 平尾保育園実施設計 | ●     |       |        |        |        |
| 平尾保育園整備工事 | ●     | ●     |        |        |        |
| 平尾保育園供用開始 |       |       | ●      |        |        |
| 八幡保育園基本設計 |       | ●     |        |        |        |
| 八幡保育園実施設計 |       |       | ●      |        |        |
| 八幡保育園整備工事 |       |       | ●      | ●      |        |
| 八幡保育園供用開始 |       |       |        |        | ●      |

(5) 小規模及びその近隣の公立保育所の運営方法見直し

|            | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 方針検討       |       |       |        |        |        |
| 保護者等説明     |       |       |        |        |        |
| 東上・一宮東部保育園 |       |       |        |        |        |
| 萩・赤坂台保育園   |       |       |        |        |        |

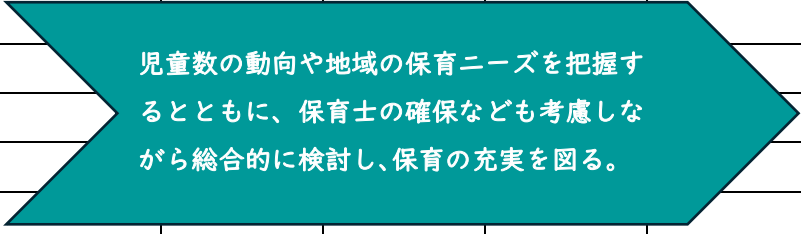
(6) 小規模保育事業所の定員見直しによる3歳未満児受入れの拡充

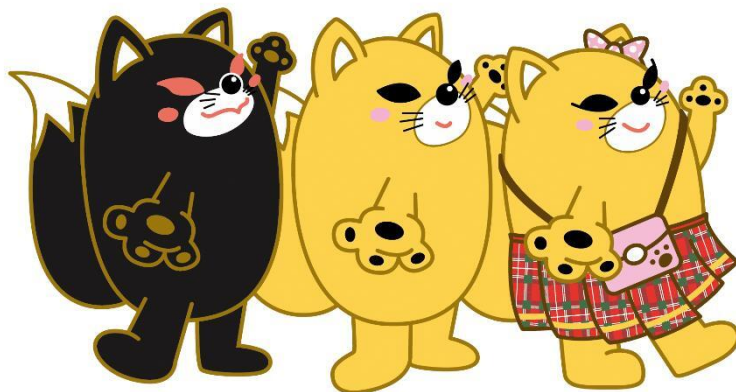
|            | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 方針検討・事業所協議 | ●     |       |        |        |        |
| 受入れ拡充      |       | ●     |        |        |        |

(7) 保育所多機能化に向けた事業の推進

|                 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 【児童クラブの併設】      |       |       |        |        |        |
| 保護者等説明          | ●     |       |        |        |        |
| 定員調整            |       | ●     | ●      |        |        |
| 御津南部小学校区児童クラブ併設 |       |       | ●      |        |        |
| 他小学校区の状況調査・検討   | ●     |       |        |        |        |
| 【地域子育て相談機関】     |       |       |        |        |        |
| 実施施設説明          | ●     |       |        |        |        |
| 地域子育て相談機関の設置    |       | ●     |        |        |        |
| 【障害児保育の見直し】     |       |       |        |        |        |
| 調査研究及び課題抽出      | ●     |       |        |        |        |

(8) 並行して取り組む課題

|                    | 令和 8 年度                                                                            | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|----------|----------|
| 【土曜日保育の在り方】        |  |         |          |          |          |
| 【休日保育のセントラル方式】     |                                                                                    |         |          |          |          |
| 【ノンコンタクトタイムの確保】    |                                                                                    |         |          |          |          |
| 【保育の魅力発信と職場環境アピール】 |                                                                                    |         |          |          |          |
| 【潜在保育士の復帰支援等】      |                                                                                    |         |          |          |          |



©イナリソ

©いなりん

©いなりコ

TOYOKAWA



ともに  
かなえるなら  
とよかわ

第3期豊川市保育所整備計画

策定年月 令和 8 年 3 月

発行 豊川市子ども健康部保育課

連絡先 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2274 FAX0533-89-2269

メール:hoiku@city.toyokawa.lg.jp